

## 公益信託ガイドラインに関するコメント

| 該当箇所   | 意 見  | 理 由   |
|--|--|---|
| 全体及び目次   | 原案は、柔軟運用可能となるよう法令の範囲内で最大限の工夫がなされていることを推測出来るものの、その影響等もあってか、会計や様式が含まれているとはいえ、非常に浩瀚な資料であり、とても一読できないので、概要版を作成することをお願いしたい。また、目次の詳細版あるいは、索引を巻末に掲載することを検討頂きたい。  | せっかくの新制度であるが、アクセスし易くないと使われない懼れがある。委託者・受託者・信託管理人の候補者は言うまでも無く普通の人々もアクセスし易いガイドラインにしてほしい。   |
| 全体   | モデル信託契約に加え、遺言による信託行為のモデルの作成も検討いただきたい。  | 当該ガイドライン案そのものに対する意見では無いが、新たな公益信託制度の普及、促進を図る為に必要と考える。  |
| 【第1章 第1節 第3【軽量な公益信託】】<br>P6 末尾<br>(4) 会計基準(第5章第2節第1の3参照) P7 最初の行<br>「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」 | (4) 会計基準の「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」とは、例えば、地域の伝統文化の継承、街づくりの事業型(助成に代えて直接支払う場合)を目的とし、財産は金銭のみの受入れ支出で、規模も年間数百万である場合、特定資産公益信託と同程度の要素の金銭のみの授受の事務であることから、合同命令19条2項および4項に相当する程度の会計なので、計算書類も同程度の収支決算書で、情報開示が満たせるものと想料するが、このような活動の場合に簡便化が許される範囲を示してほしい。すなわち、特定資産公益信託あるいはそれに準じた扱いが出来ないか。 | 数百万円程度のごく小規模で単一・具体的な公益事務を目的とし、かつ、取扱い財産が金銭・預貯金の公益信託事務である場合には、例えば、地域の伝統文化の継承者や、街づくりの一環として植木を入れする者に助成するかわりに、必要な費用を直接支払う(助成後に報告内容を確認するよりも実効的)ことは、ほぼ特定資産公益信託の要件(法8条及び規則3条)を満たすと思われるため。(規則3条2項1号の「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」に相当すると解することができるのではないか。加えて、p85 下から2番目の○の3つ目の黒ポチ「また、助成先が発注した備品等の代金の支払い」に相当するものと解せないか。<br>すなわち、軽量な公益信託の中で更に事業型であっても、当該例示 |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | のように金銭直接支払の方が公益事務実施上、効率的な形態のものは、特定信託資産公益信託扱いとし、少しでも取り組み易い公益信託制度に出来無いか。  |
| 【第2章第1節第3の5】および【第4章第1節第2の 17】<br>合議制機関に関する記載<br>P36 3 つ目の○ および P129 7 行目、8行目、2つ目の○の6行目、注 107 の1行目 | 第2章の該当箇所では、公益事務の専門性・公正性の担保その他公益事務の合目的性を担保するために置く場合を取り上げているが、第4章の該当箇所では、専門性・公正性等を補う(7行目)、専門性等の確保を目的とする場合(8行目)、公益事務に係る専門性等(2つ目の○の6行目)、公益事務の専門性(注 107 の1行目)とし、第2章の該当箇所での「その他公益事務の合目的性」が落ちている。同じ概念か違う概念か。   | 第4章の該当箇所では、合議制機関は、ガバナンスの確保を目的とする場合と専門性等の確保を目的とする場合の二つに大別されているため、第2章の該当箇所における「その他公益事務の合目的性」はどのように整理されるのか不明瞭のように思われる。   |
| 【第3章第1節第2】<br>P54(財産の運用・管理の体制等)<br>1つ目○の 1 行目「安定資産以外」、「積極運用」                                      | 「安定資産以外」、「積極運用」の定義があいまいである。本ガイドラインにおいて、「安定運用」は、特定資産公益信託の信託財産の要件として、公益信託規則第3条第1項第2号に列举されている財産の運用とされているが、この安定運用の定義を明確にしたうえで、安定運用以外の場合の留意点を解説いただきたい。<br>また、(財産の運用・管理)では、安定資産運用・積極運用の是非でなく、そもそも受託者の運用に係る善管注意義務＝目的に適うよう合理的な利益を得るために行動することにあること等、まずは、受託者としての責務は何かを記載していただきたい。 | 「安定資産」という用語は、本ガイドラインでは、「リスク性資産」(p 114、115)と対比され使用されている。また、「安定資産」は、「(4)信託財産の運用」において、なお書きで、特定資産公益信託の場合に「信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており」とされている。<br>安定資産に限られるケース以外も記載すべきであり、p55(株式等による資産の運用について)にあるとおり「信託行為において、株式の取得等も含む資産運用が受託者に判断の委ねられる場合がある」場合の留意点を示すべきである。<br>そのうえで、過去に安定資産のみの運用に偏っていた多くの公益法人の資産運用の実態を踏まえ、資産運用の考え方やリスク・リターンを正しく認識するという基本的な姿勢を明確に示す必要がある。<br>さらに、公益信託においては、受託者の善管注意義務は緩和できないことから、信託制度として「運用の場合の受託者義務」をもっと明確に説明すべきである。 |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>【第3章第1節第2】<br/>P54 (財産の運用・管理の体制等)1つ目の○の第2パラグラフ2行目<br/>「体制整備を求める必要はない」</p>           | <p>「規模が小さく…体制整備を求める必要はない」の「体制整備を求める必要がない」の意味は、善管注意義務の観点から必要がないというものの、信託行為に記載がなくてもよいというものの等を確認したい。</p>                               | <p>「体制整備を求める必要はない」の趣旨を確認するものある。</p>  |
| <p>【第3章第1節第2】<br/>p55 四角枠内(株式等による資産の運用について)の6行目末尾「可能である」、および、下から2行目「資産運用規程を作成し」の記述</p> | <p>株式等の運用について、「可能である」、「資産運用規程を作成し」に加え、管理運用する受託者としての義務「フィデュシヤリー・デューティー」として、何を考慮すべきか等を言及していただきたい。</p>                                 | <p>資産の運用管理にあたっての留意点には、適切なガバナンス、役員等の義務と責任、資産運用管理におけるPDCAサイクル等があるが、特に、「受託者としての善管注意義務」=「フィデュシヤリー・デューティー」についても補足いただきたい。</p>  |
| <p>【第3章第1節第2】<br/>2技術的能力 (1)適正な運営の仕組み】<br/>P60～P63</p>                                 | <p>P60 一番下の○の前に「ア 意思決定の適正性確保の仕組み」を、<br/>P62 上から最初の○の前に「イ アの決定の下での個別の仕組み」を、<br/>P62 上から二つ目の○の前に「ウ 人員・設備その他の体制」を、見出しを付けて分類して頂きたい。</p> | <p>P60～P63まで、左記ア～ウの詳細が説明されている処、分類した方が理解し易い。(○の並列だけだと、全体像が掴みにくい)</p>  |
| <p>【第3章第1節第2】<br/>2技術的能力 (1)適正な運営の仕組み】<br/>P60 下から2行目中程～P61 上から3行目</p>                 | <p>「…、また、受託者においても、①～③中略…ことから、…」の③の記述の後に、「④公益信託事務実施に伴う信託法及び公益信託法以外の法令違反に責任を負う」を追加して頂きたい。</p>   | <p>受託者は、公益信託の受託者という側面と、固有事業の主体という側面の2つの側面を有する。当該両側面は、根拠法令の違い及び分別管理の法理に依って、截然と分けられる。</p> <p>一方、例えば、実験(19類型の「技術開発・研究開発」)を伴うような事業型公益信託を実施中に、爆発等の事故を発生させ、消防法等違反及び第3者に損害を与えた場合の責任は、受託者が負う。さらに、当該事故に依り、当該事業所が操業停止になった場合、公益信託事務のみならず当該事業所内の同種の事業を実施中の固有事務も当然操業停止となること(一事業所として扱われる)が想定される。</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   |   | <p>受託者が株式会社の場合、株価が下がる等、公益信託事務のみならず固有事務を含めた受託法人全体に影響が及ぶ。すなわち、強行法規(例えば、消防法に依る事業所操業停止)に関しては、分別管理が効かない。そのため、ガイドライン原案の①～③は、主に財産面、金銭面での責任に言及している処、特に事業型を実施する場合は、操業停止等の物理的、状況に依っては行政法上等の責任を負うリスクも併せて記載すべきと考える。</p>  |
| <p>【第3章第1節第2】<br/>2技術的能力 (1)適正な運営の仕組み】<br/>P61 上から3行目中程</p> | <p>「…合理的な理由がある場合を除き、公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」の末尾を「…法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが、委託者あるいは受託者が必要とする場合、信託行為に定められている必要がある。」として頂きたい。</p> | <p>特に事業型公益信託の受託者は、その技術的能力の保有からして、同種同様の事業を固有事業に於いて実施していることが殆どと考えられる処、現に当該固有事業を統制している既存のガバナンス体制(監事あるいは監査役の特に業務監査を含む注)を、公益信託事務に対しても適用・発揮させることが必要と委託者や受託者が判断した場合、P61 上から3行目の中程「…公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。」のではないか。</p> <p>一方、助成型公益信託の殆どの場合は、上記の事故のようなリスクは相対的に小さく、まさに P61 第 2 パラグラフ「…「重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)の確保に必要な仕組み」について、公益信託事務の具体的な内容に即して判断する必要がある。」のではないか。すなわち、当該判断には、信託契約に於ける委託者と受託者の意思、及び受託者の法人自治を尊重することが重要ではないか。</p> <p>注 当該監督能力を、新たな信託管理人に求めるのは、現行(常勤)監事の(日常的)専門的能力の発揮に比して、上記の場合、実際上、</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   |  | <p>無理と考える。あるいは、信託管理人を重装備にするかだが、それも当該能力を有する人材はなかなか居らず、仮に居たとしても、監事の能力を使えば済むので、資源の無駄使いとなる。</p> <p>なお、上記文脈において、信託管理人は、固有事業サイドのガバナンス機構・制度では対応出来ない、委託者の公益意思の具現化、及び受益予定者の機会の尊重等を担保することに主眼が置かれるものと考えられる。</p>   |
| <p><b>【第3章第1節第4】</b><br/>公益信託事務の処理能力<br/>p73 上から2行目途中<br/>「…その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させることができるように信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。」</p> | <p>当該行の末尾に、以下を挿入して頂きたく。</p> <p>「但し、信託行為の中に恣意的な終了が行われないとの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」</p>                | <p>公益信託の終了に関しては、第4章第2節第8 公益信託の終了の届出等 p155 最初の〇印の第2パラグラフにも同様の記述があり、そこには、</p> <p>「また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない（公益信託法第23条第2項）。これは、公益事務のみを実施する公益信託が、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることは適切ではないとの趣旨から規定されたものであり、信託行為の中に恣意的な終了が行われないとの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である。」と条件付肯定記述となっており、当該記載と平仄を合わせて頂きたく。</p> |
| <p><b>【第4章第1節第1】</b><br/>信託行為の様式について<br/>P98</p>  | <p>四角枠内第4パラグラフに、「（例：安全資産で運用、投資信託で運用、ハイリターンを目指して運用方法は一任）」とあるが、投資信託は組入資産によりリスク・リターンが異なるため、ローリスクからハイリスクまである旨を丁寧に補足いただきたい。</p> | <p>投資信託は、組入資産（原資産）によりリスク・リターンが異なる。ローリスク（信用格付けの高い債券での運用）～ハイリスク（価格変動リスクの高い株式等、為替リスクの高い資産での運用）まで種々である。</p>  |
| <p><b>【第4章第1節第2】</b><br/>p113(4)信託財産の運用<br/>最初の〇の なお書き 特定資産</p>   | <p>「なお、特定資産公益信託については、信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており（公益信託規則第3条第1項第2号）」とされており、本ガイドラインにいう「安定運用」と同義か</p>                           | <p>公益信託規則第3条第1項第2号は、特定資産公益信託に関するものであり、いわゆる「安定運用」の運用対象と同義ではないことを確認したい。</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| 公益信託   | どうかを確認したい。   |  |
| 【第4章第1節第2】<br>P114 (4)信託財産の運用 イ「運用に関する基本方針」の例示   | 「運用に関する基本方針」として例示がなされているが、例示の記載ぶりの見直しをお願いしたい。<br>特に、「リスク性資産の範囲」「リスク性資産の期待リターン」「リスク性資産の組入れ比率」とリスク性資産ばかりが例示されているが、これを、法人としての「運用対象」「アセットアロケーション」「期待値回り」等の方針・考え方を示すような記載ぶりにしていただきたい。 | 「ポートフォリオ方針」で 預貯金、公社債等の安定資産のみ or 株式、投資信託、投資口等のリスク性資産を組入と例が記載されているが、これは「運用対象」であり、「ポートフォリオ基本方針」でない。また「リスク性資産の範囲」の例があるが、投資信託に限定 or 株式等を容認とありこれも同様である。さらに、「リスク性資産の期待リターン」として10年国債+○【1.0】%、「リスク性資産の組入れ比率」として 信託財産の○○【50】%未満であるが、例として示すのであれば、法人の資金運用全体における「期待リターン」と「リスク許容度」、「基本アセットアロケーション」の例の記載が良いと思われる。 |
| 【第4章第1節第2】<br>10 受託者の職務に関する事項<br>p119 四角枠内【受託者の忠実義務】の第2パラグラフ<br>「忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(32条)として規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(30条3項)。」 | この内、「これらに違反する行為は、」の後に「信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定め(31条2項1号)及び当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定め(32条2項1号)が無い場合は、」と条件付きであることを追加した方が宜しいと考える。  | 「これらに違反する行為」であっても、信託行為に定めがある場合は許容されるものであることを、明示しておいた方が紛れ無いと思われるため。   |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>【第4章第1節第2】の 17<br/>P130 上から1~7行目 親族等の規制</p> | <p>ガバナンス確保の観点から合議制機関を置く場合、親族等の数が合議制機関の委員のうちに占める割合を示し、これについて「必要がある」としている根拠はどこにあるか。</p> <p>公益信託を引き受ける法人がすでに固有業務においてすでに合議制の機関を持っている場合にも、これを利用できる手立てがあるべきである。</p>   | <p>本項目は、相対的記載事項の項であり、法文にはこの点は触れられていない。「当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」の「整備」(公益信託規則4条2項1号)の観点から要求しているのであれば(P63 の上から 10 行目を参照)、その旨を明記すべきではないか。</p> |
| <p>【第4章第1節第2】の 18<br/>P130</p>                 | <p>ガイドラインは全体として、受託者としての善管注意義務(信託法 29 条)と忠実義務(信託法 30 条)があり、これが公益信託では信託行為(私的自治)により軽減することができないこと(これらを受けて信託法 31 条以下がある。)、それを制度的に担保するために、事前の規制として公益信託法の各定めとそれに基づく政令と府令を活用しようとしているように思われる。そうしたときは、善管注意義務と忠実義務の機能とその他の公益信託法の定めの機能のうち、後者に偏らないようにすべきである。そうしなければ、活動が萎縮し本来の目的を達成することができない制度となる。ところが、ガイドラインはこの観点からみると、後者に偏りがちであるようにみえる。</p> |   |
| <p>【第4章第1節第2】の 18<br/>p131</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1行目末尾「また・・・」～2行目で「特別の利益」の論点に移っているが、上述のとおり、そのまえに、善管注意義務(信託法 29 条)と忠実義務(信託法 30 条)違反による損害賠償義務の発生もあることを記載すべきではないか。</li> </ul>  | <p>特別の利益の規律は公益性の観点からの規律であり、損害が発生しない場合もある。一方、利益相反行為又は競合行為は、忠実義務違反の行為であり信託法上の手続を遵守しても損害が発生している場合がある。前者が後者を包含する関係にあるとするのであれば、その旨も明記されたい。</p>         |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1番上の○の2行目の「当該取引の内容」「取引の内容」は法文(「当該行為の内容」)と異なっている。誤りではないか。</li> </ul>  |   |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2番目の○の3行目の「この場合にも」は誤りではないか。競合行為が含まれる表現になっている。</li> <li>・2番目の○の5行目の「合理的理由」は「合理的説明」ではないか。</li> <li>・競合行為についての記載が少ない。ガイドラインとしてはもう少し記載があるほうがよいのではないか。</li> <li>・4番目の○に関し、利益相反行為又は競合行為として損害賠償請求の対象となる場合とどこがどのように異なるのか注が必要のように思われる。</li> <li>・4番目の○は取引条件について述べるが、イの根拠はどこにあるか。</li> <li>・4番目の○のアとイはどのような関係になるのか。アは適正な利潤を含むように思われるが、イではそうではないように見える。矛盾していないか。</li> <li>・4番目の○のアについて、例えば次の場合どのように考えるのか。通常の客観的な取引の条件が単価 6000 円で 10% の利潤であるとき、受託者の営業努力等に依り単価を 5000 円とし一方利潤を 15%としたときはどうか。</li> </ul> |   |
| <p>【第5章 公益信託の財務規律・情報開示等】</p> <p>P158</p> | <p>第5章の題名「財務規律・情報開示等」を「財務規律・情報開示・会計」として頂きたい。</p> <p>また、会計処理について、第5章第2節第1の3の p207～p 222 に於ける(3)公益信託の会計の考え方、(4)公益信託の計算書類、(5)公益信託の信託帳簿、(6)特定資産公益信託の特例、加えて、第3章第1節第2の1の p49～p55 に於ける(1)信託財産及</p>   | <p>公益法人に於ける会計基準・同指針に代わって、公益信託に於ける「会計」は合同命令に従ってガイドラインにて示されている。まず、「会計」の存在を明示すべきではないか。次にその「会計」の流れを知ってもらうことが大切ではないか(そこに根拠法令が示される情報公開、財務規律を認知・理解出来るものと考える)。</p> <p>なお、サンプルとして p229 以下に計算書類が例示されているが、</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>び固有財産、(2)適正な分別管理及び経理の仕組みについて、会計の記述があるが、独立した節又は款を設けて、会計処理についてまとめて体系だった説明があれば、理解しやすくなると考えられるので、再整理してほしい。</p>  | <p>公益法人と同様の勘定科目「受取寄付金」、事業費・管理費区分では「役員報酬」などであり、公益信託に係る信託財産等についてのものであるかは、公益信託の「名称」等の記載もなく、ステークホルダーは固有事業との関係で、識別しづらいのではないか。</p>   |
| <p>【第5章第1節第2】の1<br/>P176 上から3つ目の○の2つ目の黒ボチ 後半部分「既存の公益信託の実態 149」<br/>同じく、脚注 149 の2行目の中程「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ 93% は 70% 以上であった。」</p> | <p>該当箇所「既存の公益信託の実態 149」及び「また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ 93% は 70% 以上であった。」の記述は無い方が宜しいと思われる。</p>  | <p>新たな公益信託制度に於いて全額管理費に計上される公益信託報酬は、1. 事業型公益信託が加わることに依り、事業費であるが細かく同定・計上出来無い事業経費が、既存の助成型公益信託よりも相対的に大きくなる筈であり(例えば、実験器具稼働の測定出来無い○○%等)、それらが含まれること、2. 不当に高額でなければ、経費以外の信託報酬を大きくして良いことから、既存の公益信託報酬と、構成要素およびその内容が大きく異なり、管理費が増える方向にある。新制度のこれらの性向を踏まえると、既存の助成型公益信託の実態数値を参考にすべきでは無いと思われる。</p>  |
| <p>【第5章第2節第1】<br/>P201 上から2つ目の○「当該年度において、関連当事者との取引の総額が…中略…100 万円を超える場合、…中略…重要性が高い事項であるため、関連当事者としての記載を求める。」</p>                               | <p>公益信託施行規則第 40 条第1項第2号ホに基づく当該書類の記載はパブコメ原案のとおりとするも、公益信託施行規則第 49 条第1項第3号に基づく「信託概況報告には(受託者との取引は)金額にかかわらず記載すべき旨」を追加明示(その場合、p207 上から3番目の○に追記する等)することを、その重要性に鑑み、検討頂きたい。</p> | <p>【(ウ)関連当事者との取引として記載が必要な事項】において、「取引の発生総額が資産の 100 万円を超える場合には開示を要するものとする」との記述があるが、「信託概況報告」に関するp207 の上からの2番目の○においては、「このほか、公益事務の実施に関する重要な事項を記載する。」ものと説明されている。「公益事務の実施に関する重要な事項」として、重要性は金額だけで判断するものではなく、利益相反行為は信託の根幹に係るものであるので、受託者自らが再認識するためにも当該取引等は、信託行為の定め等の有無にかかわらず、重要な事項と考える。たとえ少額であっても受託者の利益相反行為であることから「信託概況報告」において、社会に開示すべきものと考える。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>【第5章第2節第1】情報開示<br/>p207 (3)公益信託の会計の考え方</p>   | <p>令和6年会計基準に移行前の公益法人(平成20年基準)が、公益信託の受託者になる場合、公益信託に係る会計書類が令和6年基準に準拠する形で整理されている処(例えば、p214 下から12行目<br/>「(貸借対照表の注記)<br/>○ 会計基準運用指針「VII.財務諸表様式及び注記・附属明細書関係」「第4.財務諸表に対する注記」「4. 貸借対照表の注記」に列挙された事項の取扱いは、以下のとおりとする。<br/>[注記が必要となる事項]<br/>・以下については該当があれば記載を必要とする(公益法人並びの規定)」)<br/>、二重基準での会計処理は難しい。<br/>そのため、受託者となる公益法人が移行前の会計基準を使用している場合、受託する公益信託に関しても移行前の会計基準を、p208 一行目でいう公正妥当な会計基準として良いか確認したい。</p> |  |
| <p>【第5章第2節第1】<br/>p215 上から7行目<br/>(15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み<br/>「貸借対照表の注記」</p> | <p>「(15)指定寄附資金のうち指定寄附資金の受け入れ年度別残高及び支出見込み」を注記する必要はないのではないか。</p>   | <p>公益信託で受入指定寄附資金は、将来的に公益事務のみに費消されることが明確であり、公益法人に於ける指定寄附資金よりも公益信託の分別管理が効くことから、「受け入れ年度別残高及び支出見込み」の記載のような基準に準拠する等は不要ではないか。そもそも、公益信託に於ける会計は、合同命令の範囲で、公益法人会計基準以外の公正妥当な会計基準に準拠することに含み(軽量なもの)を持たせており、その多様な会計基準に、会計面からの規制だけで対応するのは困難なことも予想される処。信託概況報告のような非会計的手段を活用することを検討しても宜しいと考える。</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】</p> <p>P216 (ウ) 事業費/管理費の区分関係の全体</p> | <p>事業費/管理費の区分関係において、「事業費は、公益事務の実施に係る事業費」、「助成費、助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信託事務の実施のための人事費等」と例示し、「管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費」とし、「計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等」が示されている。</p> <p>例えば、ホームページ製作費、公益事務・啓発等の寄付募集費、公益活動等の情報開示の掲載費として、公益事務か否かを問わず一体として支出する場合(例えば、ベンダーと包括年間契約を締結している場合など)は、共有経費でよい。また、助成先等の選定だけでなく公益事務の適正な運営・促進のために助言等を求める合議体開催経費(委員謝金、出席する信託管理人報酬等も含む)や委託費は事業費でよい。公益事務のための寄付募集費は事業費と考えてよい。事業費/管理費の区分について、考え方等を示してほしい。</p> | <p>計算書類上、事業費と管理費の内容は見えてこない。p237においても、形態別区分毎に、多くの費用科目が共通費とされているが、具体的な内容を事業費と管理費に区分する例が示されていない(共通費を配分する例は示されているが)。信託管理人、行政庁により判断が異なるならば、利益相反の可能性も払拭できず、寄附者等にとって適切な比較ができない、寄附に迷いが生じる。合理的な基準を整理し明らかにする必要があるのではないか。</p> |
| <p>【第5章第2節第1】3(4)イ【損益計算書の記載の詳細】</p> <p>P217 (オ)その他</p>              | <p>形態区分別の注は原則不要で良いのではないか。</p> <p>複数の公益事務を行い、活動計算書本表の事業費を、公益事務1、公益事務2のように集約的に表示する場合や、配賦困難な費用(本来であれば事業費)も管理費に計上している場合にのみ注記をすることでは如何か。</p> <p>可能な限りシンプルな方が公益信託制度にアクセスし易いのではないか。</p>  | <p>配賦困難な費用が含まれるとはいえたが、公益信託の管理費は限定的に認められるものと考えられることから、活動計算書本表のみを作成すれば、開示情報として足りるのではないか。</p> <p>また、単一の公益事務のみの場合は、活動計算書の事業費に形態別分類で表示することで良いのではないか。</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>【第5章第2節第1】</p> <p>P221 (ウ)特定資産公益信託の信託帳簿</p> <p>2つ目の○の後半</p> <p>「かつ、業務の簡素化を図る観点から、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」</p> | <p>業務の簡素化を図る意図は高く評価するものの、複式簿記を原則とすることを再確認し、以下のようにすることを検討頂きたい。</p> <p>「かつ、業務の簡素化を図る観点から、複式簿記を原則としつつも、すべての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。」</p>  | <p>一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計慣行をしん酌して財産目録及び収支計算書を適正に作成するためには、業務の簡素化を図る意図は高く評価するものの、複式簿記が原則となることを再確認しておくべきではないか。</p>  |
| <p>【第5章第3節】</p> <p>P229 以降</p> <p>【参考①通常の公益信託における計算書類の様式例】</p> <p>【参考②特定資産公益信託における計算書類及び信託帳簿の様式例】</p>                       | <p>公益信託関係者等へのイメージ提供に依る制度アクセス性の向上を図る意図に賛成し、かつ、あくまでサンプルとしての表示ということは理解しているが、令和6年公益法人会計基準及び運用指針をそのまま記載したものであり、軽量な公益信託については、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載もあることから、現時点でガイドラインとして記載するのか検討いただきたい。</p> | <p>ガイドライン本文(p209「公益信託制度における財務報告の基本的な考え方」のp210 上から2つ目の○の2行目末尾「ただし、軽量な公益信託である場合において、…公益法人会計基準・会計基準運用指針以外の…」)では、公益法人以外が受託者となる場合には、合同命令の要件を充足する限り、公益法人会計基準以外の会計基準に準拠することにも含みを持たせた記載となっており、参考例とはなっているものの標準様式と誤認される虞はないか。</p> <p>受託者に過度な事務負担を負わせることなく、公益事務について計数的な情報開示が必要十分なレベルで提供されることが担保されればよい。</p> <p>会計については、検討の機会を設けて頂き、想定される複数類型の受託者からのヒアリング結果を反映することも必要ではないか。</p> |
| <p>様式集</p> <p>P284 様式1・⑪「承諾書」</p>   | <p>1p143 に記載された「委託者の想いに沿ったものであることを確認することが極めて重要である」ならば、当該承諾書の宛先として、受託者宛であることを明示するとともに、行政庁に当該承諾書が提出されることも明示すべきではないか(注 116)。</p> <p>2. 同様に、このため、受託者は、委託者に対して、公益信託の</p>                              | <p>1. p143 「カ 申請書の提出について、委託者(信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類(同項第8号)(様式1・⑪参照)」の下から8行目中程「申請内容が委託者の想いに沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者(候補)等による不適切</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>内容等について十分に説明するに留まらず、当該文書そのもの(複写)を交付することが大切であり、その上で、委託者が承諾することが求められる。そのため、次のような承諾書文言の修正をお願いしたい。「…添付書類に関する、最終案の書面の交付とともに内容の説明を受け、…、自らの意思(「希望」とあるのは「意思」と修正)に沿った」</p> <p>3. 同じく「承諾書」の□の1つ目「記載する趣旨」とあるのは「記載する趣旨・内容」と、5つ目「信託報酬の額」とあるのは「信託報酬の額・算定方法等」と、6つ目「委託者は、原則として関与できず」とあるのは「委託者は、原則として指定できず」と修正、追加をお願いしたい。</p> <p>な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。」とあるように、委託者の承諾書は非常に重要な書面である。後で紛争にならないよう、さらに、内容変更の可能性と対応の説明を受けた旨、寄附禁止行為に抵触しない旨、十分な説明を受け理解した旨の記載も必要ではないか。これらを含め、受託者とも確認・承諾した旨を行政庁として大切なことではないか。</p> <p>3. p105「委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない」と記述されており、「関与」まで否定できないと思われるため。</p> |
|--|---|